在外教育施設のみなさまへ

海外学校傷害保険のご案内

［正式保険商品名］学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険
（学校管理下のみ担保）

この保険は、日本人学校・補習授業校・私立在外教育施設等(以下「学校」といいます)に
学ぶ幼稚部から高等部までの在校生と教職員の方々が、「学校管理下」において
急激かつ偶然な外来の傷害事故に遭遇した場合に補償が可能な、
学校単位でお申し込みいただく保険です。
毎年、全世界で約７０校近くの学校がこの保険に加入いただいています。
みなさまが安心して海外での学校生活を送っていただくためにも、
この「海外学校傷害保険」に加入いただくことをお勧めします。

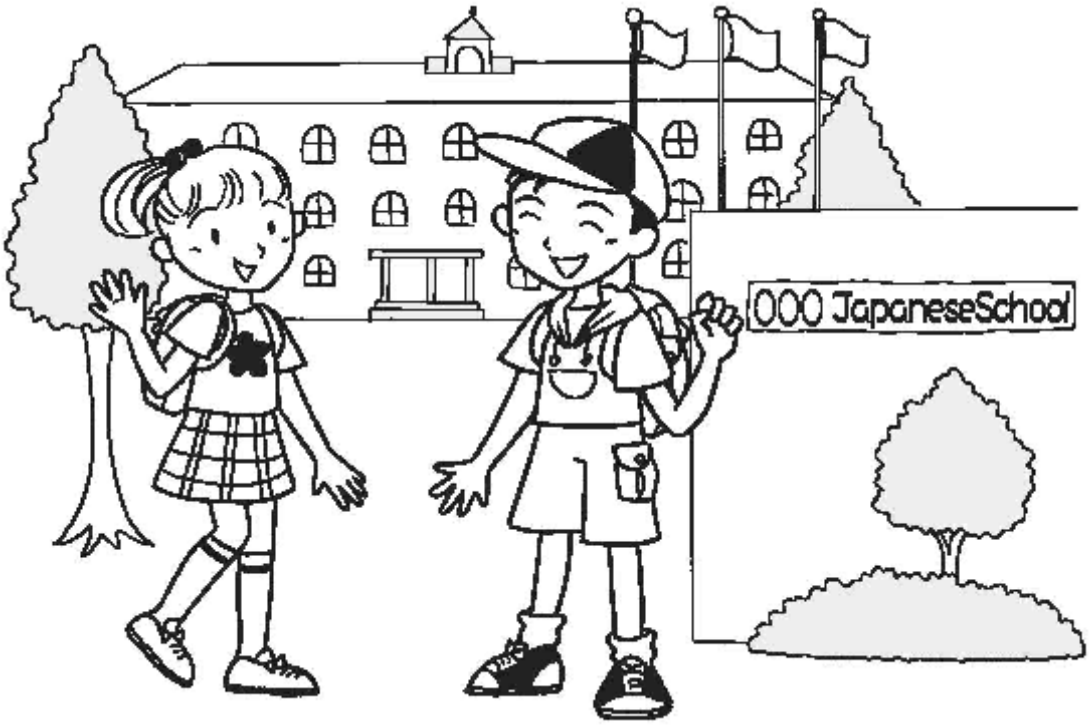

公益財団法人　海外子女教育振興財団

＜加入内容をご確認ください。＞
加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に記載の「加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記入漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

１．海外学校傷害保険の概要

●学校単位で加入していただく保険です。

学校単位での在校生全員加入が原則のため、年度途中に入学するお子さんも、在校生となった時点から自動的に補償の対象となります。さらに、教職員全員を補償の対象とすることが可能で、その際も全員加入が原則です。

(注)住居と職場を同じくする教職員については、補償の対象外となります。

●在校生及び教職員が、下記の「学校管理下」*において傷害事故に遭遇した場合に、補償内容に応じた保険金が支払われます(病気による死亡・後遺障害、入院、手術及び通院は、補償の対象外となります)。

＊「学校管理下」とは

①学校の授業(特別教育活動を含む)中

②在校中

③学校行事(運動会や避難訓練などの学内行事から学校の教職員が引率する修学旅行などの学外行事までを含む)参加中

④登下校中

◆「在校中」とは

授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設(在校生が居住している寄宿舎・合宿所等を除きます。以下「学校施設」といいます)内にいる間。ただし、学校施設内にいることについて運営責任者、学校長もしくはそれに準ずる者が一般的に了承している場合に限ります。

◆「登下校中」とは

授業、学校行事、課外活動のため、住居と学校施設(学校施設以外の場所で実施される場合のその場所または所定の集合・解散場所を含む)とを、合理的な経路及び方法により往復している間。

上記の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合は、逸脱・中断の間及びその後の往復の間は補償の対象外となります(一部、逸脱・中断の間を除き、補償の対象とする場合あり)。

●保険金は、健康保険などの給付に関係なく支払われます。

●日本円ベースによる保険のため安定した支払い補償が得られます。

(保険金の支払い先は、日本国内の金融機関口座に限ります。)

●保険期間は４月１日午後４時(日本時間)から翌年４月１日午後４時(日本時間)までの１年間です。ただし、年度途中からの加入も可能です(詳しくはP.３をご覧ください)。

●満期１か月前にお送りする「契約更新のご案内」にて更新手続きをしていただくことにより、継続的な補償が可能です。

●保険プランは、＜基本プラン＞と＜基本＋天災危険補償プラン＞の２つをご用意。補償内容、支払いいただく保険料によりそれぞれ５つのタイプからお選びいただけます(詳しくはP.４をご覧ください)。

この保険のしくみ

○この保険は、加入依頼のあった学校を契約者である海外子女教育振興財団(以下「財団といいます」)がとりまとめて、学校ごとの在校生・教職員を被保険者とする保険契約を、取扱代理店を通して保険会社と結ぶ形式で実施されています。

○学校は、財団に対して加入依頼(加入依頼書の送付と保険料の送金)を行い、保険会社との契約手続きは取扱代理店を通して財団が行います。

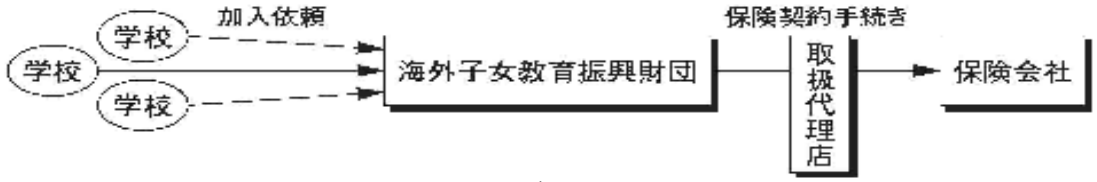

2．支払われる保険金

●支払われる保険金①　死亡保険金(保険タイプⅠ～Ⅴ・A～E 共通)

「学校管理下」中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて１８０日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)、死亡・後遺障害保険金額の全額が支払われます。

●支払われる保険金②　後遺障害保険金(保険タイプⅠ～Ⅴ・A～E 共通)

「学校管理下」中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて１８０日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の４%～１００%が支払われます。

(例)「保険タイプⅠ」の場合

両眼が失明したとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００%（1,500 万円）
両耳の聴力を全く失ったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69%（1,035 万円）
両眼の矯正視力が 0.1 以下になったとき・・・・・・・・・・・・・50%（750 万円）

●支払われる保険金③　入院保険金(保険タイプⅠ～Ⅲ・A～C の場合)

「学校管理下」中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額が支払われます。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の入院に対しては入院保険金は支払われません。また、支払対象となる「入院した日数」は、１事故について１８０日が限度となります。

(注)入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複しては支払いできません。

●支払われる保険金④　手術保険金(保険タイプⅠ～Ⅲ・A～C の場合)

「学校管理下」中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊１または先進医療＊２に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の１０倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)の額が支払われます。ただし、１事故について事故の日からその日を含めて１８０日以内の期間に受けた手術に限ります。また、１事故に基づくケガについて、１回の手術に限ります＊３。

＊１　傷の処置や抜歯等支払の対象外の手術があります。
＊２「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します）。
＊３　1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみ支払います。

●支払われる保険金⑤　通院保険金(保険タイプⅠ～Ⅲ・A～C の場合)

「学校管理下」中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院（往診を含みます。）された場合、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額が支払われます。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の通院に対しては、通院保険金は支払われません。また、支払対象となる「通院した日数」は、１事故について９０日が限度となります。

(注)通院保険金は入院保険金と重複して支払われません。また、上記期間中に別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても通院保険金を重複して支払われません。

(注)通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等を常時装着した日数についても「通院した日数」に含みます。

(例)「保険タイプⅠ」の場合

①通院３日のケガ・・・・3,000 円×3 日分＝9,000 円が支払われます。

②入院４日、通院５日のケガ・・・・5,000 円×４日分＋3,000 円×５日分＝35,000 円が支払われます。

③入院 20 日、通院 10 日(入院中の手術を含む)のケガ・・・・5,000 円×２０日分＋3,000 円×10 日分＋50,000 円(5,000 円の１０倍)＝180,000 円が支払われます。

※「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」については、P.7の「学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償、フランチャイズなし）補償の概要」をご覧ください。

3．保険プラン・タイプ・保険期間・保険料

●保険プラン・タイプ

【保険プラン】

＜基本プラン＞

在校生及び教職員が、「学校管理下」において傷害事故に遭遇した場合に、補償内容に応じた保険金の支払いの対象となります。

＜基本＋天災危険補償プラン＞

上記＜基本プラン＞に加えて、「学校管理下」において発生した地震もしくは噴火またはこれらによる津波と、これらの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による傷害についても、支払いの対象となります。

【保険タイプ】

＜基本プラン＞＜基本＋天災危険補償プラン＞それぞれにつき、死亡、後遺障害、入院、手術及び通院すべてを補償する**「総合補償タイプ」**と、死亡・後遺障害のみを補償する**「死亡・後遺障害のみ補償タイプ」**合わせて５つのタイプからご選択いただけます。

保険プラン・タイプにより１人当たりの保険料が異なります。また、**１校につき１プラン・１タイプのみのご選択**となりますのでご注意ください(１校が複数の保険プラン・タイプに加入いただくことはできません)。

■保険期間は、最長４月１日午後４時(日本時間)から翌年４月１日午後４時(日本時間)までの１年間です。

■年度途中から加入をご希望の場合は、加入依頼書を財団宛に送信いただいた月(当月２０日まで受領分)の翌月１日午後４時(日本時間)から補償開始となります。この場合、一人当たりの保険料が異なりますので必ず「保険プラン・タイプ・保険金額及び保険料一覧」(P.4)にて補償終了期日も含めてご確認ください。

●保険料の支払いについて

この保険では、加入依頼時の**「暫定保険料」**及び満期時の**「確定精算」**により保険料をお支払いいただきます。

暫定保険料…加入申込書にて加入いただく保険プラン・タイプと加入当初の在校生数及び教職員数(以下「被保険者数」といいます)を申告いただきますが、これと同時に、〈被保険者数×加入保険プラン・タイプの１人当たり保険料〉をお支払いいただきます。これを「暫定保険料」といいます。

精算保険料…加入いただいた学校には、毎月１日時点の被保険者数の確定人数報告を、財団ホームページ「在外教育施設専用サイト」(https://entry.joes.or.jp/shop/default.aspx)のメニュー[海外学校傷害保険月別確定人数報告]より行っていただきます。保険期間の満期時(翌年４月１日午後４時)に下記の計算式により確定保険料を計算し、「暫定保険料」との差額を精算(追徴・払戻)させていただきます。これを「確定精算」といいます。

＜計算式＞

【2016 年4月1日～２０１７年4月1日の１年間の場合】

月毎の在校生数及び教職員数の合計÷12＝平均被保険者数(※小数点以下四捨五入)

平均被保険者数×1 人当たり年間保険料＝確定保険料

●保険プラン・タイプ・保険金額及び保険料一覧

＜基本プラン＞もしくは＜基本＋天災危険補償プラン＞から、１校につき１タイプをご選択ください。

＜基本プラン＞

保険タイプ		総合補償タイプ			死亡・後遺障害のみ補償タイプ		補償期間
		タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ	
保険金額	死亡・後遺障害	1,500万円	1,000万円	750万円	3,000万円	2,000万円	
	入院保険金額(1日につき)(注)	5,000円	4,000円	3,000円	-	-	
	通院保険金額(1日につき)	3,000円	2,500円	2,000円	-	-	
1人当たり年間保険料	全日制・準全日制	5,528円	3,952円	2,991円	7,380円	4,920円	当年4月1日～翌年4月1日まで
	その他	4,967円	3,551円	2,688円	6,630円	4,420円	
1人当たり保険料	全日制・準全日制	5,255円	3,757円	2,807円	7,020円	4,680円	当年5月1日～翌年4月1日まで
	その他	4,717円	3,372円	2,552円	6,300円	4,200円	
	全日制・準全日制	4,967円	3,551円	2,655円	6,630円	4,420円	当年6月1日～翌年4月1日まで
	その他	4,475円	3,200円	2,422円	5,970円	3,980円	
	全日制・準全日制	4,697円	3,358円	2,509円	6,270円	4,180円	当年7月1日～翌年4月1日まで
	その他	4,225円	3,021円	2,286円	5,640円	3,760円	
	全日制・準全日制	4,424円	3,163円	2,364円	5,910円	3,940円	当年8月1日～翌年4月1日まで
	その他	3,975円	2,842円	2,151円	5,310円	3,540円	
	全日制・準全日制	4,156円	2,971円	2,219円	5,550円	3,700円	当年9月1日～翌年4月1日まで
	その他	3,733円	2,669円	2,020円	4,980円	3,320円	
	全日制・準全日制	3,868円	2,766円	2,066円	5,160円	3,440円	当年10月1日～翌年4月1日まで
	その他	3,483円	2,490円	1,885円	4,650円	3,100円	
	全日制・準全日制	3,595円	2,570円	1,918円	4,800円	3,200円	当年11月1日～翌年4月1日まで
	その他	3,233円	2,311円	1,749円	4,320円	2,880円	
	全日制・準全日制	3,037円	2,172円	1,623円	4,050円	2,700円	当年12月1日～翌年4月1日まで
	その他	2,741円	1,960円	1,483円	3,660円	2,440円	
	全日制・準全日制	2,491円	1,781円	1,330円	3,330円	2,220円	翌年1月1日～翌年4月1日まで
	その他	2,226円	1,592円	1,205円	2,970円	1,980円	
	全日制・準全日制	1,933円	1,382円	1,034円	2,580円	1,720円	翌年2月1日～翌年4月1日まで
	その他	1,734円	1,240円	939円	2,310円	1,540円	
	全日制・準全日制	1,392円	995円	741円	1,860円	1,240円	翌年3月1日～翌年4月1日まで
	その他	1,242円	889円	673円	1,650円	1,100円	

＜基本＋天災危険補償プラン＞

保険タイプ		総合補償タイプ			死亡・後遺障害のみ補償タイプ		補償期間
		タイプA	タイプB	タイプC	タイプD	タイプE	
保険金額	死亡・後遺障害	1,500万円	1,000万円	750万円	3,000万円	2,000万円	
	入院保険金額(1日につき)(注)	5,000円	4,000円	3,000円	-	-	
	通院保険金額(1日につき)	3,000円	2,500円	2,000円	-	-	
1人当たり年間保険料	全日制・準全日制	9,668円	6,817円	5,156円	14,280円	9,520円	当年4月1日～翌年4月1日まで
	その他	9,107円	6,416円	4,853円	13,530円	9,020円	
1人当たり保険料	全日制・準全日制	9,182円	6,475円	4,897円	13,560円	9,040円	当年5月1日～翌年4月1日まで
	その他	8,644円	6,090円	4,606円	12,840円	8,560円	
	全日制・準全日制	8,693円	6,130円	4,636円	12,840円	8,560円	当年6月1日～翌年4月1日まで
	その他	8,201円	5,778円	4,370円	12,180円	8,120円	
	全日制・準全日制	8,222円	5,797円	4,385円	12,150円	8,100円	当年7月1日～翌年4月1日まで
	その他	7,735円	5,450円	4,122円	11,490円	7,660円	
	全日制・準全日制	7,736円	5,455円	4,126円	11,430円	7,620円	当年8月1日～翌年4月1日まで
	その他	7,287円	5,134円	3,883円	10,830円	7,220円	
	全日制・準全日制	7,255円	5,116円	3,870円	10,710円	7,140円	当年9月1日～翌年4月1日まで
	その他	6,829円	4,812円	3,639円	10,140円	6,760円	
	全日制・準全日制	6,766円	4,771円	3,609円	9,990円	6,660円	当年10月1日～翌年4月1日まで
	その他	6,381円	4,496円	3,400円	9,480円	6,320円	
	全日制・準全日制	6,280円	4,429円	3,350円	9,270円	6,180円	当年11月1日～翌年4月1日まで
	その他	5,918円	4,170円	3,154円	8,790円	5,860円	
	全日制・準全日制	5,320円	3,751円	2,837円	7,860円	5,240円	当年12月1日～翌年4月1日まで
	その他	5,009円	3,529円	2,669円	7,440円	4,960円	
	全日制・準全日制	4,348円	3,066円	2,319円	6,420円	4,280円	翌年1月1日～翌年4月1日まで
	その他	4,098円	2,887円	2,184円	6,090円	4,060円	
	全日制・準全日制	3,388円	2,389円	1,807円	5,010円	3,340円	翌年2月1日～翌年4月1日まで
	その他	3,189円	2,247円	1,699円	4,740円	3,160円	
	全日制・準全日制	2,421円	1,708円	1,292円	3,570円	2,380円	翌年3月1日～翌年4月1日まで
	その他	2,283円	1,609円	1,217円	3,390円	2,260円	

（注）手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の 10 倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)となります。キズの処置等お支払いの対象外の手術があります。

◆全日制・準全日制とは…週５日以上の授業日を設けている日本人学校・私立在外教育施設・補習授業校・その他の在外教育施設のことをいいます。

◆その他とは……上記以外の補習授業校・補習教室・その他の在外教育施設のことをいいます。

４．加入手続き

①～⑥の手順により、加入手続きが完了します。

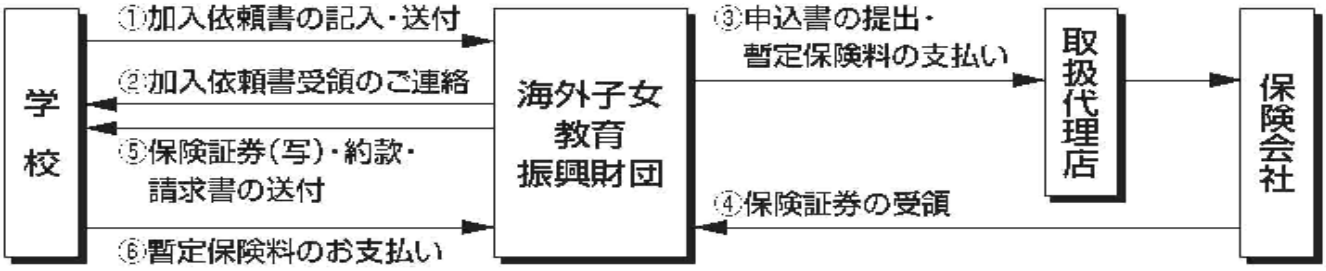

①　加入依頼書の記入・送付(学校→財団)

このパンフレット巻末にある加入依頼書に在外教育施設名(学校名)・代表者氏名(自署)・学校所在地・連絡先及び加入する保険プラン・タイプ・保険料・被保険者数・保険期間(補償期間)をご記入のうえ、下記担当宛ＦＡＸ(またはＰＤＦファイル添付にてメール)送信してください。年度途中から加入をご希望の場合は、**加入したい月の前月２０日まで**に送信してください。なお、加入に際して被保険者名簿をご提出いただく必要はございません。契約者が被保険者の名簿を備え付けていることを条件としています。

【送付先】公益財団法人　海外子女教育振興財団
事業部助成チーム　海外学校傷害保険担当 宛
FAX： +81-3-4330-1356　　E-mail： hoken@joes.or.jp

② 加入依頼書の受領のご連絡(財団→学校)

加入依頼書受領のご連絡とともに、暫定保険料を計算してお知らせします。

③ 申込書の提出・暫定保険料の支払い(財団→取扱代理店→保険会社)

②と同時に、財団が取扱代理店経由にて保険会社に申込書を提出し、暫定保険料の**立て替え払い**を行います。

④ 保険証券の受領(保険会社→財団)

申込書に基づく保険証券及び約款等を受領します。

⑤ 保険証券(写)・請求書の送付(財団→学校)

保険証券の写し及び請求書をお送りします。
※約款が必要な場合は、海外子女教育振興財団にご請求ください。

⑥ 暫定保険料の支払い(学校→財団)

請求書でお知らせした暫定保険料を、速やかに財団指定の金融機関口座にご送金ください。

⑦ 加入内容の変更および中途の脱退について(学校→財団)

保険期間の中途で加入内容を変更または脱退を希望される場合は、海外子女教育振興財団までご連絡ください（連絡先は本パンフレット巻末記載）。

5．もし事故が起きた時は

●必要な提出書類

事故が発生し、保険金を請求する場合には、財団ホームページ(http://www.joes.or.jp/hoken/shogai.html)から必要な提出書類をダウンロードすることができます。「保険金請求書類」(ＰＤＦファイル)をダウンロードするか、直接印刷してご利用ください。

ＰＤＦファイルには以下のフォームが入っています。

傷害事故報告書、傷害保険金請求書(兼事故証明書)、診断書、入・通院状況報告書、保険金送金先連絡書

※保険金請求時には、「学校管理下」にある間に生じた事故であることを代表者(運営責任者・学校長もしくはそれに準ずる方)が証明する傷害保険金請求書(兼事故証明書)の提出が必要となります。

●事故の通知

事故が発生した場合には、先ず、「傷害事故報告書」にて、事故日時、場所、負傷者、事故状況等を３０日以内に財団担当宛にＦＡＸまたはＥメールにてご連絡ください。

(注)①保険金請求権には、時効(３年)がありますのでご注意ください。

②ケガを被った時、既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、支払われる保険金が削減されることがあります。

●保険金の請求手続きについて

①～⑤の手順にて保険金の請求手続きをしていただきます。

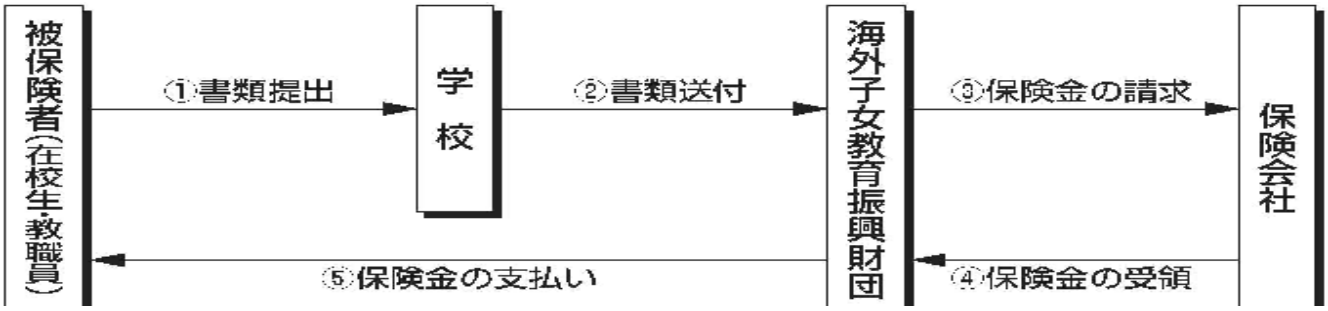

① 書類提出(被保険者→学校)

医師が記入した診断書等とともに、所定の傷害保険金請求書(兼事故証明書)、入･通院状況報告書、保険金送金先連絡書に必要事項をご記入いただき、治療期間が記載された医療機関の領収書(ない場合は診察券または薬袋：コピー可)とともに学校にご提出いただきます。

※原則、保険金請求額が 10 万円以下の場合は、診断書の提出は不要です。

② 書類送付(学校→財団)

傷害保険金請求書(兼事故証明書)に運営責任者もしくは学校長及び担当教員の証明を行い、すべての書類を財団宛にお送りいただきます。

③ 保険金の請求(財団→保険会社)

受領した書類の送付とともに保険金の請求を行います。

※保険会社より被保険者に対し、所定の書類のほかにも書類の提出を依頼する場合もありますのでご承知おきください。

④ 保険金の受領(保険会社→財団)

書類審査により算定された保険金を財団が受領します。

⑤ 保険金の支払い(財団→被保険者)

財団は、保険会社より受領した保険金を指定された**日本国内の金融機関口座**に支払われます。

■学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償、フランチャイズなし） 補償の概要

学校＊1＊2の管理下＊3中の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者（保険の対象となる方）＊4がケガ＊5をした場合に保険金をお支払いします。

＊1 学校教育法に定める学校もしくは学習塾、保育所または児童福祉法に定める施設等をいいます。
＊2 大学院、自動車教習所、児童自立支援施設および通信教育による学校等は含みません。
＊3 学校の管理下とは、学校の種類により、次のとおりとなります。
（1）学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園ならびに児童福祉法に基づく保育所等の場合
ア．学校の授業（保育等を含みます。）中　イ．在校中　ウ．教育委員会その他の機関または団体が行う教育活動行事への参加中（学校の教職員が引率するものに限ります。）　エ．登下校中
（2）学校教育法に基づく大学（短期大学を含み、大学院を除きます。）の場合
ア．学校の講義、実験もしくは実習、演習または実技による授業中　イ．在校中　ウ．入学式、オリエンテーション、卒業式等の教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事への参加中　エ．学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。オ．登下校中
（3）学校教育法に基づく専修学校および各種学校の場合
ア．学校の講義、実験もしくは実習、演習または実技による授業中　イ．在校中　ウ．入学式、オリエンテーション、卒業式等の教育活動の一環として学校の主催する各種の学校行事への参加中　エ．登下校中
（4）学習塾、珠算塾および書道塾の場合
ア．学校の授業（学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、保護者会等を含みます。）中　イ．在校中　ウ．登下校中
＊4 申込書等に記載の学校に所属する園児、児童、生徒または学生全員をいいます。
＊5 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▸死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ＊1 ・ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・被保険者（保険の対象となる方）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・**無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・大学の課外活動中のピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等 ＊1 天災危険担保特約がセットされるタイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**身体に後遺障害が生じた場合** ▸後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▸入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▸入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。＊3 ＊1　傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 ＊3　1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金	医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▸通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸（けい）椎固定用シーネ、頸（けい）椎カラー、頸（けい）部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	

上記ご説明は学校契約団体傷害保険の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点等がありましたら、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

＜加入の際のご注意＞

①告知義務(加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、加入に関する重要な事項(告知事項)です。加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は加入を解除することがあります。加入を解除する場合、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください(保険会社の代理店には告知受領権があります)。告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください)。

●被保険者数

●他の保険契約等＊を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます)

＊他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので予めご了承ください。

②死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人に支払われます。

③代理店は、保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。従って、代理店との間で有効に成立した契約については、保険会社と直接締結されたものとなります。

④契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、保険会社にお問い合わせください。

⑤更新で加入いただく場合は、現在の契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。請求忘れや、不明な点がございましたら、財団までご連絡ください。

＜ご加入後のご注意＞

通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)

加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)。

● 被保険者数

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

上記内容は学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険の概要をご紹介したものです。加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款は契約者である海外子女教育振興財団の代表者にお渡しします。必要に応じ海外子女教育振興財団に請求してください。ご不明な点等がある場合には、海外子女教育振興財団までお問い合わせください。

＜重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報の説明)＞

団体保険に加入いただく学校へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報の説明

●本説明書は加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、契約者である海外子女教育振興財団の代表者の方にお渡ししています保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については保険会社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)。

●契約概要は加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。加入いただく前に必ずお読みください。

●注意喚起情報は加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。加入いただく前に必ずお読みください。

●ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願い申し上げます。

契約概要の説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、公益財団法人海外子女教育振興財団を契約者とし、在外教育施設に所属する在校生(園児、児童、生徒)及び教職員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする学校契約団体傷害保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

この保険の名称、契約者となる団体や加入いただける被保険者の範囲等につきましては、このパンフレット等をご確認ください。

(2)補償の内容・保険期間(保険の契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、このパンフレット等をご確認ください。

(3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められた契約タイプの中からお選びいただくこととなります。契約タイプについての詳

細はこのパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料は加入いただく契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は、本説明書もしくはこのパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

担当課:公務第二部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
TEL:+81-3-3515-4133

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570―022808 〈通話料有料〉
・IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
受付時間:平日午前 9 時 15 分～午後 5 時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

注意喚起情報の説明

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等を契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や保険会社以外の保険契約を含みます。)を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。
○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、その契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください)。

2. 告知義務・通知義務等

(1)加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等の支払いが発生するリスクが高い方等が無条件に加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
○このため加入時には、告知義務(加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(保険会社代理店は保険会社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」として加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取り扱いとなります。
・保険期間が1年以内の契約の場合:支払責任の開始日＊1 から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」として加入を解除することがあります。
・保険期間が1年を超える契約の場合:支払責任の開始日＊1 から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」として加入を解除することがあります。
＊1 契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された契約の支払責任の開始日となります。
○加入を解除した場合には、たとえ保険金が支払われる事由が発生していても、保険金は支払われません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金支払いの対象となります。
○なお、加入を解除させていただく場合以外にも契約の締結状況により保険金を支払われないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金が支払われないことがあります。
○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2)加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、加入を解除したり保険金が支払われないこと等があります。
○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3)次回更新契約の引き受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新の引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。
加入時に特定の疾病等について保険金が支払われない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金支払いの対象とする加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますのでご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、このパンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によっては、新規加入の場合、保険金支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、このパンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金を支払いしない主な場合等

(1)始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金の支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といいます。)
ただし、初年度契約の支払責任の開始日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年＊2を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金の支払い対象となります。
＊2 保険期間が1年を超える契約の場合は、2年となります。

(2)その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞等をご確認ください。

6. 個人情報の取扱いについて

後記＜個人情報の取扱いに関するご案内＞もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在の加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約への加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

①現在の加入を解約、減額等される場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金は払込保険料の合計額より少ない額となります。特に加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなることがあります。

②新たな保険契約に加入される場合のご注意事項

○新たに加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外として引き受ける場合があります。

○新たに加入の保険契約の保険料については、保険期間（新たに加入の保険契約の契約期間）の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たに加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たに加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反として加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たに加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在の加入を継続していれば保険金の支払い対象となる場合でも、乗換えで新たに加入の保険契約では支払い対象にならないことがあります。

○新たに加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なることがあります。

（例えば、乗換えで新たに加入の保険契約が「がん保険（1年契約用）」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金は支払われません。この期間中に現在の加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）

8. 被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係る加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、このパンフレット等記載問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

9. 保険金のご請求・支払いについて

(1)事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはこのパンフレット等をご確認ください。

(2)保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
・保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI 等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
・保険会社が保険金支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付帯動産総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

＜携行品一式特約付帯動産総合保険の場合＞

・損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払いがなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）
・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金支払う場合は、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
・事故の発生した敷地内の見取図
・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
・保険会社が保険金支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

＜ヨット・モーターボート総合保険の場合＞

・損害額を証明する書類（被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払われた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。）
・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金が支払われるときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
・保険金が支払われる場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
・被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
・保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3)代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4)賠償責任保険金等の支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金支払う場合

10. 共同保険について

契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

＜引受保険会社＞東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）、損害保険ジャパン日本興亜株式会社

なお、引受割合につきましては、財団窓口にご確認ください。

11. 加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○加入時に契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、保険会社は加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、加入は無効になります。

・加入時に契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合

は除きます。）

○以下に該当する事由がある場合には、保険会社は加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

・契約者、被保険者または保険金受取人が保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合　等

＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取り扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間１年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、こども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険　等	破綻後 ３か月間は 100% ３か月経過後は 80%	80%

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

保険契約者である公益財団法人海外子女教育振興財団は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）および損害保険ジャパン日本興亜株式会社（http://www.sjnk.co.jp/）をご参照ください。

この保険は、公益財団法人海外子女教育振興財団を保険契約者とし、在外教育施設に所属する在校生(園児、児童、生徒)及び教職員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人海外子女教育振興財団が有します。

加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、加入いただく保険商品が学校の希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願いいたします。 なお、確認にあたりご不明な点等がございましたら、このパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1.　保険商品が以下の点で学校の希望に合致した内容となっていることをこのパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、希望に合致しない場合は加入内容を再度ご検討ください。

□保険金のお支払い事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金
□保険期間（保険の契約期間）
□保険金額（契約金額）
□保険料・保険料払込方法

2.　加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在の加入内容について誤りがありましたら、このパンフレット等に記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。

□加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3.　重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）の内容についてご確認いただきましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金が支払われない主な場合等」など学校にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

2017 年 1 月作成　16-T21492

加入依頼日　　年　　月　　日

海外学校傷害保険加入依頼書

学校契約団体傷害保険(学校管理下のみ担保)

公益財団法人　海外子女教育振興財団　御中

＜加入に際して＞

本校は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼いたします。

①重要事項説明書の内容

②重要事項説明書添付の「加入内容確認事項」の内容

③このパンフレットに記載の「個人情報の取り扱いに関するご案内」の内容

1. 在外教育施設名		
2. 代表者氏名(自署)		※運営責任者・学校長もしくはそれに準ずる方
3. 学校所在地		
4. 連絡先	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	E-mail	

5. 加入する保険プラン・タイプ・保険料・被保険者数

加入タイプを〇で囲んでください。		保険タイプ一覧(10 タイプの中から１つ選択してください)				
＜基本プラン＞		**タイプⅠ**	**タイプⅡ**	**タイプⅢ**	**タイプⅣ**	**タイプⅤ**
＜基本+天災危険補償プラン＞		**タイプA**	**タイプB**	**タイプC**	**タイプD**	**タイプE**
保険金額	死亡・後遺障害	1,500万円	1，000万円	750万円	3，000万円	2，000万円
	入院保険金額(１日につき)＊	5，000円	4，000円	3，000円	—	—
	通院保険金額(１日につき)	3，000円	2，500円	2，000円	—	—
１人当たりの保険料(金額を記入)		**円**	**円**	**円**	**円**	**円**
在校生数		人				
教職員数		人				
☆被保険者数　合計		人				
6. 保険期間(補償期間)		２０　　年　　月１日午後４時(日本時間)～２０　　年４月１日午後４時(日本時間)				
7. ★他の保険契約等	あり	他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払い責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には「あり」に〇をし、裏面に詳細をご記入ください。				

(注)★が付された事項は、加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

＊手術保険金の支払額は、入院保険金日額の 10 倍(入院中の手術)または 5 倍(入院中以外の手術)の額が支払われます。

海外学校傷害保険の加入にあたって、以下の点をご確認ください。(他の保険契約等)

※いずれも日本の保険会社についてのみお答えください。

他の保険契約等(*)　(　　)

(*) 他の保険契約等とは、加入の保険契約の全部または一部に対して保険契約が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

具体的な内容をご記入ください。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額(万円) (契約金額)

〈お問合せ先〉
[事務取扱窓口]
公益財団法人　海外子女教育振興財団
事業部助成チーム　海外学校傷害保険担当
〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6F
TEL: +81-3-4330-1348　FAX : +81-3-4330-1356
E-mail : hoken@joes.or.jp

[取扱代理店]
海上商事株式会社
〒１５１-００５３　東京都渋谷区代々木２－１１－１５　新宿東京海上日動ビル８F
TEL: +81-3-3320-4501

[引受幹事保険会社]
東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第二部文教公務室
〒102-8014　東京都千代田区三番町６－４
TEL: +81-3-3515-4133

2017 年 1 月作成　16-T21492